

# 令和8年度川越市社会福祉協議会 地域福祉活動支援補助金交付事業募集要項

## 1.目的

地域福祉活動支援補助金交付事業は、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての地域福祉活動を支援することを目的とする。

## 2.補助対象

補助の対象となる団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体を対象とする。ただし、(2)については、既に活動している団体は除く。

- (1) 申請時において本会の活動(本会の会員又は共同募金、ボランティア団体登録等)に協力し、かつ、地域福祉を推進する活動を行っていること。
- (2) 補助金の交付を申請する年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)中に地域福祉を推進する活動の開始を予定していること。
- (3) 川越市内に拠点をおいて活動又は活動の開始を予定していること。
- (4) 構成員が2名以上で、川越市民を含んでいること。
- (5) 会費、参加費等を徴収するなど、自主財源の確保に努めていること。
- (6) 公序良俗に反する活動を行わないこと。
- (7) 特定の政党若しくは政治団体に係る活動又は特定の宗教のための活動を行わないこと。
- (8) 川越市暴力団排除条例(平成24年条例第32号)に規定する暴力団でない団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない団体であること。
- (9) 前年度、補助金の交付を受けた団体においては、前年度の提出書類に不備がない団体であること。

## 3.補助対象事業

補助の対象となる事業は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に実施する高齢者、障害者、こども、ひとり親家庭又は生活困窮世帯を対象とした地域福祉活動で、次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 地域における住民主体の助け合い活動、生活支援サービス等を行う事業
- (2) 子ども食堂、フードバンク
- (3) 生活困窮世帯等へ食材、日用品等の提供及び学習を行う事業
- (4) 高齢者、障害者、こども、乳幼児等を対象とした地域における交流の場となる居場所づくりに寄与する事業(原則月1回以上開催するもの)
- (5) 地域福祉推進に資する単発の交流会及びイベント等の事業

## 4.補助対象外の事業

次の事業は助成対象外とする。

- (1) 市外で行われる事業

- (2) 営利を目的とした事業
- (3) 現金又は物品の配布のみを行う事業
- (4) 国、地方公共団体又は本会から補助金等の交付を受けている事業
- (5) 特定の個人のみが利益を受ける事業
- (6) 地域福祉活動のないイベントやお祭りなどの事業
- (7) その他、地域福祉の推進に資すると認められない事業

## 5. 補助対象事業の補助限度額

補助区分1	
対象事業	① 地域における住民主体の助け合い活動、生活支援サービス等を行う事業 ② 子ども食堂、フードバンク ③ 生活困窮世帯等へ食材、日用品等の提供及び学習を行う事業
補助限度額	年 50,000 円以内

補助区分2	
対象事業	高齢者、障害者、子ども、乳幼児等を対象とした地域における交流の場となる居場所づくりに寄与する事業(原則月 1 回以上開催するもの)
補助限度額	年 30,000 円以内
備 考	※構成員や参加者を対象とした飲料食品類の購入費は補助対象外となります

補助区分3	
対象事業	地域福祉推進に資する単発の交流会及びイベント等の事業 (※申請前に事前に御相談ください)
補助限度額	年 30,000 円以内
備 考	※申請受付後、交付までに一定の時間が必要となりますので、事業実施前に 御相談ください。 ※主催団体のみ申請可能(共催団体、協賛団体は対象外)

※同一の団体が一年度に申請できるものは、補助区分1～3のいずれかとなります。

※各区分とも予算を超える申請が予想されます。審査の上、申請額と交付額が異なる場合があります。

## 6.申請期間

補助区分1・2：令和8年3月1日～令和8年4月30日

※令和8年4月1日以降に新規で設立された団体については、令和9年2月28日まで  
申請いただけます。

補助区分3：令和8年3月1日～令和9年2月28日

## 7.申請の方法

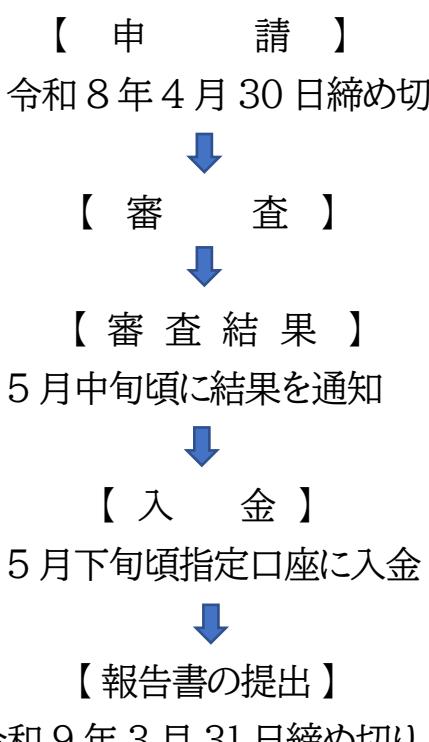
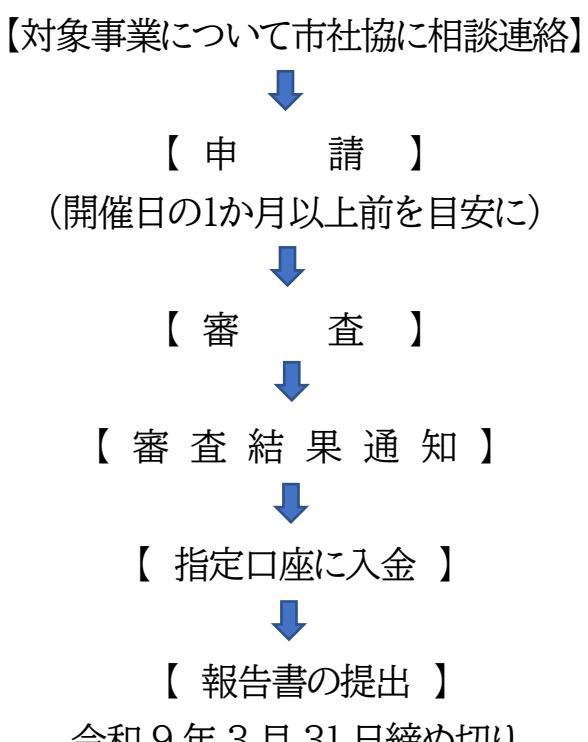
補助金を希望する団体は、下記申請書類に必要書類を添付し、申請期間内に市社協窓口(月曜日～金曜日・午前8時30分～午後5時15分)に持参又は郵送(当日必着)、メールでお送りください。

※ メールで御提出いただく場合は、(1)～(6)の資料を A4サイズのデータで添付してください。((1)について  
ては、押印した状態の PDF データを必ず添付してください。)

### 申請書類及び添付書類一覧

- (1) 地域福祉活動支援補助金交付事業申請書(様式第1号)
- (2) 地域福祉活動支援補助金交付事業実施計画書(様式第2号)
- (3) 地域福祉活動支援補助金交付事業収支予算書(様式第3号)
- (4) 団体全体の活動に係る資料  
(総会資料、パンフレット、定期刊行物等)
- (5) 構成員名簿
- (6) 申請計画に関する資料(計画書、見積書等)

## 申請後のスケジュール(予定)

補助区分1・2	補助区分3
<p>【 申 請 】 令和 8 年 4 月 30 日締め切り</p>  <p>【 審 査 】</p> <p>【 審 査 結 果 】 5 月中旬頃に結果を通知</p> <p>【 入 金 】 5 月下旬頃指定口座に入金</p> <p>【 報告書の提出 】 令和 9 年 3 月 31 日締め切り</p>	<p>【 対象事業について市社協に相談連絡】</p>  <p>【 申 請 】 (開催日の1か月以上前を目安に)</p> <p>【 審 査 】</p> <p>【 審 査 結 果 通 知 】</p> <p>【 指定口座に入金 】</p> <p>【 報告書の提出 】 令和 9 年 3 月 31 日締め切り</p>

### 8. 留意点

対象外となる経費は次のとおりです。

- (1) 補助団体の設備管理に関する経費(車両や不動産等の維持費、家賃)
- (2) 補助団体の構成員に対する人件費、謝礼、交通費及び宿泊費に関する経費
- (3) 個人にかけるボランティア活動保険や火災保険等家屋に関する保険料
- (4) 領収書等で団体が支払ったことを明確に確認することができない費用
- (5) その他、理事長が補助対象経費することが適当ないと認めた経費

次の場合補助金の返還を求めることがありますので御注意ください。

- (1) 計画した事業を一切実施しなかった場合は、その全額を返還する。
- (2) 計画した事業等の一部において未実施のもので、その理由が明確でないものについては、未実施分を返還する。
- (3) 申請時と異なる内容で補助金を支出した場合は、その金額を返還する。

その他次の内容について御協力を願いします。

- (1) 社会福祉協議会会員への加入、共同募金運動への協力。
- (2) 地域福祉活動における住民ボランティアの育成支援等。
- (3) 災害時の支援活動への協力。

助成団体につきましては、本会の職員が活動内容の確認に伺う場合があります。あらかじめ御承知おきください。

## 9. 問い合わせ・送付先

社会福祉法人川越市社会福祉協議会 地域福祉課  
〒350-0036  
川越市小仙波町2-50-2  
TEL:049-225-5703(代)  
FAX:049-226-7666  
メール:[fukushisuishin@kawagoeshi-syakyo.or.jp](mailto:fukushisuishin@kawagoeshi-syakyo.or.jp)  
担当:上地 小黒

この事業は、共同募金の配分金で実施されています



## Q&A

### Q1 原則月1回とは、年1回でも中止すると対象外になるのか？

→本補助金は定期的な活動を支援することを目的としております。しかし、諸事情(熱中症予防、食中毒予防等)により年1, 2回実施が出来なくても対象外とはしません。

### Q2 審査はどういったことを行うのか。

→申請頂いた書類を基に補助金交付の適否を審査します。場合によっては、ヒアリングによる調査を行いますので御協力頂きますようお願いいたします。その場合はこちらから連絡いたします。

※審査により申請額が適正ではないと判断した場合、申請額と交付額が異なる場合がございますので、あらかじめ御了承ください

### Q3 補助金交付決定後、もし事業を縮小もしくは中止することになった場合どうすれば良いか。

→補助金の返還をお願いすることになるので、分かり次第速やかにご連絡ください。  
ただし、準備などで補助金を支出済みの場合、その分を返還する必要はありません。